

## 高校生活を充実させるためのルール（生徒心得より）

### 1. 登校時間・下校時間

**登校時間** 予鈴① 8:35 に正門通過。 予鈴② 8:40 に教室で着席。 ※7:00 より前には入れません。

**下校時刻（校門を出る時間）** 下校時刻（通年）：午後6時

**長期休暇中（夏・冬・春）の活動時間** 原則 9:00～17:00

### 2. 遅刻について

予鈴遅刻 8：35～8：44 本遅刻 8：45～

※阪急「豊中駅」～「梅花学園前」は徒歩通学区間ですので、バスの遅延は延着扱いにはなりません。

※公共交通機関の10分以上遅延の場合は、原則として遅刻カウントはしません。ただし、遅延時間と学校到着時間に不自然なずれがある場合はその限りではありません。

#### ◇ 遅刻時の手続き

礼拝中は保健室前・礼拝後は職員室で必ず「遅刻カード」を受け取って教室に入る。

#### ◇ 遅刻多数者への特別指導

各学期累計により遅刻回数に応じた指導をおこないます。

●学期中 5回→保護者に電話と書面で通知。ふり返りシート提出。担任が本人に説諭。担任との二日間奉仕活動。

●学期中 10回→保護者に電話と書面で通知。ふり返りシート提出。生活指導部長・学年主任が本人に説諭。生活指導部長との二日間奉仕活動。

●学期中 15回→保護者に電話と書面で通知。ふり返りシート提出。保護者同席のもとで、校長が本人に説諭。生活指導部長と学年団で六日間奉仕活動。

### 3. 校内生活

自分を含めてみんなが気持ちよく学校生活を送るために、次の約束を守りましょう。

- ① 公衆道徳を守り、礼儀正しく他人に迷惑をかけないようにしましょう。
- ② 校内では、教職員・生徒だけでなく、本校への来客にも気持ちよくあいさつをしましょう。ただし、不審者を見かけたときは、すぐに近くにいる教職員に連絡すること。
- ③ 常に時間的な余裕を持って行動し、廊下は走らないようにしましょう。
- ④ 整理整頓を心がけ、公共物を大切にしよう。靴ロッカーの扉は必ず閉めましょう。また、私物を靴ロッカーの上などに放置しないようにしましょう。
- ⑤ 上靴・下靴の区別を正しく守りましょう。西館・南館・円形校舎は靴ロッカーまで下靴可。
- ⑥ 円形校舎では危険防止と混雑回避のために、上り階段と下り階段を使い分けましょう。
- ⑦ 食べ歩きはマナー違反です。  
食堂の商品（フライドポテト、アイス、カップジュースなど）の持ち込みは禁止。
- ⑧ 授業の始まりと終わりには、きちんと起立・礼のあいさつをしましょう。  
授業がすぐに始められるよう、教材等の準備を整えておきましょう。  
授業に関係のないものは机の上に置かないようにしましょう。
- ⑨ 許可なく校外へ出ないこと。必要な場合は担任から「外出許可証」を受け取ること。
- ⑩ 早退するときには、必ず担任の先生の許可を得ること。
- ⑪ 貴重品は持ち歩くか担任に預けるなどしてしっかりと管理しましょう。また、大金を持って来ないようにしましょう。

### 4. 服装・頭髪等

#### 制服について

- ① 着用期間 冬服11月～4月 夏服6月～9月 ※変更がある場合は事前にお伝えします。
- ② 上記以外の期間は、合服期間とし、気候や体調に合わせて組み合わせは自由に着用。
- ③ コート・マフラー・ストッキング・タイツは、下記の期間以外の着用は禁止です。  
着用可能期間：11月1日～4月30日および合服期間
- ④ スカートの下にジャージなどスカートの丈を超えるものを履くことは禁止です。
- ⑤ 正制服で登校しなければならない日があります。
- ⑥ スカートを短くしたり長くしたりする（スカート丈は膝の中心）等の改造は禁止です。
- ⑦ ソックスは指定日は制定品に限ります。その他の日は黒・紺の無地またはワンポイント（100円玉大まで）入りのものを着用しても構いません。ただし、くるぶしソックスなど極端に短いものは禁止です。
- ⑧ ストッキングは肌色。タイツは透けない黒色のものに限ります。

- ⑨ 旧夏服のすそは、スカートから出す。冬ブラウスのすそは、スカートの中に入れる。
- ⑩ 冬用カーディガンでの登下校は合服期間以外禁止しています。冬服期間にカーディガンを着用するときは、ジャケットも着用してください。

### 靴・カバンについて

- ① 上靴・下靴ともに制成品に限り、靴のかかとを踏まないこと。
- ② 通学靴は黒のローファーを原則とし、足に合わない場合は黒のスニーカーの着用も認める。スニーカーは靴底・靴ひもも黒に限る。ただし、ブランドロゴ等のワンポイント（100円大）入りは可とする。いずれも厚底やヒールのあるものは不可とする。
- ③ 授業・テスト期間中は正カバンで登校すること。  
正カバンを使った上で入りきらない場合は、補助的に他のカバンの使用を認めます。なお、正・副カバンに他と区別する目的で飾りなどをつける場合は、「5cm四方程度の大きさを1つまで」とします。
- ④ 副カバンを使用する場合は、黒・紺などの華美でない色のものを使用すること。
- ⑤ 上靴・下靴・カバンへの落書きや改造は禁止です。かかとを踏んだ跡がついた靴も含めて、ひどい場合は買い換えになります。

### 頭髪・化粧等について

- 制服に合う清楚な身だしなみは梅花生にとって大切なマナーです。「**自然のまま**」を大事にして下さい。
- ① 巻き髪、毛染め、脱色、パーマ、エクステ厳禁。アイロン、コテなど人工的要因による変色も指導対象。
  - ② 頭髪に関しては「出直し改善指導」を実施することがあります。
  - ③ 化粧、整形、まつエク、まつパ、カラコンやピアス（穴を開けることも）、ネックレス・指輪等のアクセサリー着用は禁止です。  
※上記①～③の違反は「出直し改善指導」を行う場合があります。

## 5. 所持品

- ① 学習に必要な物の校内持込は認めていません。  
（化粧品・アクセサリー・お菓子・カップ麺類・雑誌・漫画、ipod等）
- ② 携帯電話の校内での使用は学習目的を除いて禁止です。  
持ち込んだ場合は、必ず礼拝時に担任に預けてください。終礼時に返却します。  
登下校時も含めて使用ルール・マナー違反は説諭や奉仕活動等の指導があります。試験中（小テストを含む）の携帯電話持込違反については、懲戒を含む厳しい指導があります。  
※校名を特定できる内容（制服姿で撮影した写真・動画等）をSNS上にあげることは禁止しています。
- ③ 貴重品（特にお金）は常に身につけて自己管理を徹底すること。  
やむを得ず高額のお金をもってきた場合は、担任に預けましょう。また、放課後も財布をカバンに入れたまま放置しないこと。
- ④ 靴・カバン・制服・教科書など持ち物への記名をしましょう。上靴は甲の部分に学年・組・名字がはっきりわかるようにマジックで明記すること。
- ⑤ 家庭学習のため、教科書等の教材は持ち帰る習慣をつけましょう。

## 6. 登下校

- ① 車で学校に送迎してもらうことは禁止です。
- ② 寄り道（飲食店等への立ち寄りなど）は禁止です。
- ③ 公衆道徳を守り、他人に迷惑をかけること。  
最寄り駅での待ち合わせ、車中での大声でのおしゃべり、歩道を広がって歩くこと、歩きながらの飲食、歩きスマホ、音楽を聞きながら歩く等は、大変迷惑をかけるのでないように。
- ④ 自転車通学は、道路交通法と学校で定められた規則を守り、安全を最優先すること。  
守れない場合は、自転車通学禁止期間を設けます。また、許可を取り消す場合があります。

## 7. 校外生活

- ① 常に「梅花生」として期待される義務と責任を自覚しましょう。
- ② 公共マナーを守り、周囲の人や環境に心くばりのできる人になりましょう。
- ③ 不健全な飲食店、遊技場への入場は禁止です。
- ④ 友人宅に泊まったり、友人同士だけで旅行したりすることは禁止です。

## 8. アルバイト

原則禁止です。

## 9. バイク・車の免許

「免許を取らない」「単車を買わない」「単車に乗らない」

## 10. 懲戒（学校教育法第 11 条に基づく）

\*懲戒の種類

退学、停学（無期・有期）、誓約書、始末書、訓告

\*懲戒の事例

- ◎ 法律に触れる行為  
飲酒（ノンアルコール含む）・喫煙（電子たばこや類似の喫煙具の使用・所持）・窃盗など
- ◎ カンニングなど試験に関わる不正行為（小テストも含む）
- ◎ 授業・試験・行事等を妨害する行為
- ◎ 怠学行為（無断欠席）・無断外泊
- ◎ いじめ行為・校外外での迷惑行為  
SNS 上での誹謗中傷なども含む
- ◎ 暴言（対教職員を含む）
- ◎ 無断アルバイト
- ◎ 指導忌避（指導しても改善が見られない・指導を受け入れない）
- ◎ バイク・自動車運転免許の取得
- ◎ 携帯電話・スマートフォンの不正使用 など

※上記の違反行為のくり返しや、内容によっては 1 度の違反で退学となることがあります。